

令和3年度 予算概要

☎総務課財政係
☎0943-32-1255

て継続して行います。今年度は新たに既存庁舎の解体設計などを行う予定です。

私立保育所環境整備等支援事業

2億2019万円

豪雨災害での児童の安全を確保するため、令和3年度～4年度にかけて、下広川保育園を高台に移転改築します。保育ニーズの多様化にも対応し、子どもを安心して育てる環境整備事業に補助金を交付する予定です。

公立学校情報通信ネットワーク

環境施設整備事業

2469万円

昨年度、小中学校に整備した一人一台のタブレット端末の活用を促進するため、端末と連動できる大型掲示装置（児童生徒・教師用の端末画面を映せる装置）を整備する予定です。

新型コロナウイルス対策支援

広川町出身学生心援便事業

337万円

新型コロナウイルスの影響でアルバイトの収入や仕送りが減るとともに、さまざまな活動が制限され、生活に不安や孤独感を感じている学生を支援するため、広川町産米を給付します。

令和3年度の当初予算は、新型コロナウイルススワクチン接種体制確保事業や庁舎建設工事などに応じた予算編成となっております。主な事業予算は次のとおりです。

新型コロナウイルススワクチン

接種体制確保事業

1億979万円

新型コロナウイルススワクチンが実用化されたときに、迅速か

庁舎建設事業費

4億5259万円

大規模災害が多発している中で住民の安心・安全を守るための防災機能を備えた新庁舎建設工事は、来年5月の竣工に向け

つ適切に接種を開始できるように、国や県、医師会などと協力しながら、必要な執行体制を確保します。準備ができ次第、速やかに住民へ接種を行う予定です。

特別会計予算

それぞれの目的のために一般会計から切り離して経理する会計。国民健康保険特別会計は前年度から約0.4%（1,183万円）減少していますが、そのほか3つの特別会計は増加しています。

国民健康保険特別会計	26億4,215万円
後期高齢者医療特別会計	2億9,652万円
住宅新築資金等貸付特別会計	188万円
広川防災ダム管理特別会計	2,929万円
計	29億6,984万円
	前年度から約0.2% (630万円) 増

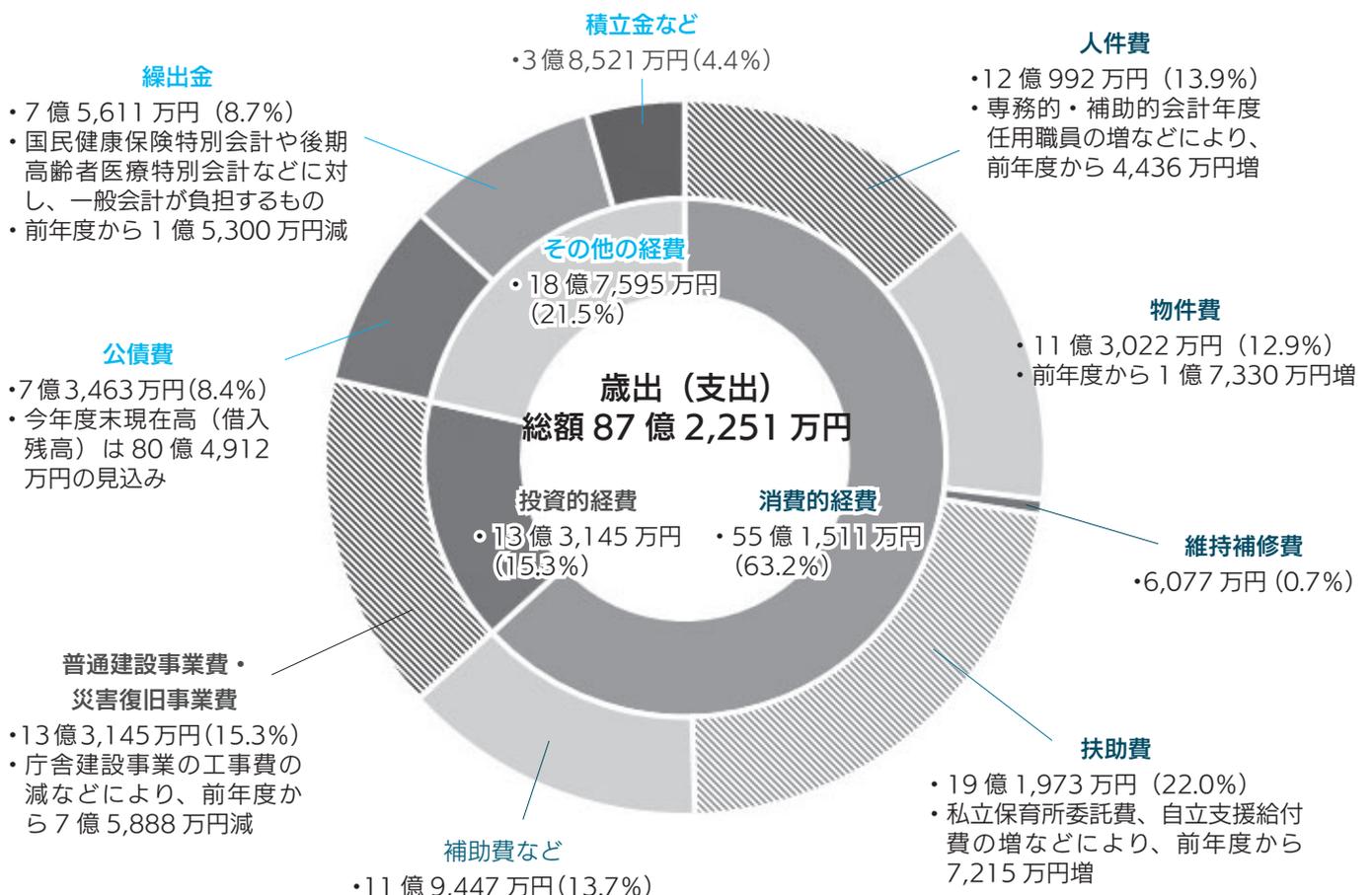
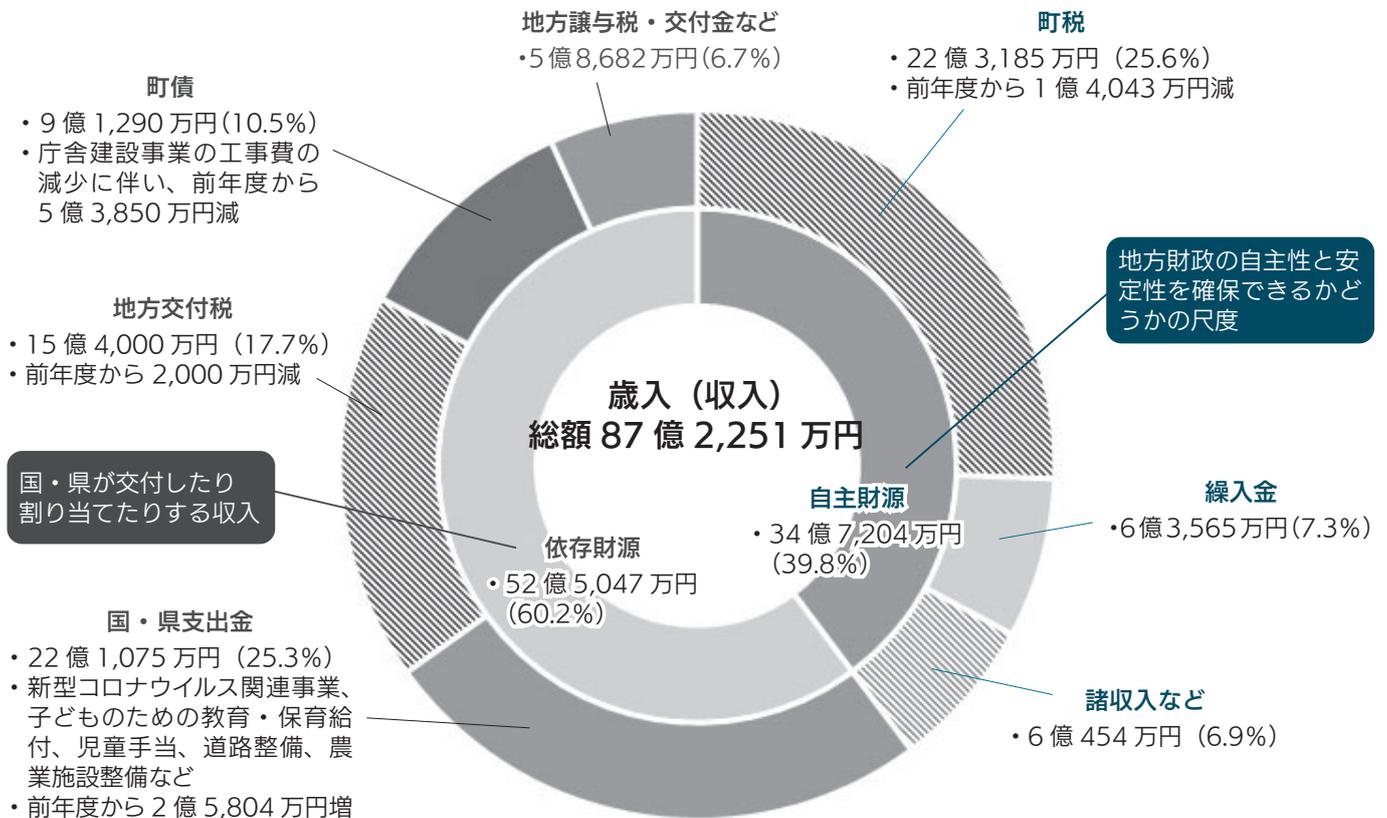
公営企業会計予算

民間企業と同じように、収益をあげて独立採算性をとる会計。下水道管の整備や上水道施設の維持管理、安全で良質な水の給水サービスを行います。

水道事業会計	4億4,251万円
下水道事業会計	6億7,712万円
計	11億1,963万円
	前年度から約21.6% (3億791万円) 減

一般会計予算

税金や保育料、地方交付税、国や県からの補助金、地方債（町の借金）などを財源として、行政サービス（福祉や教育など）や道路整備などを行う会計。（前年度から約 3.8%、3 億 4,798 万円減）



もっと知りたい国保のこと①

国保のきほん

圏住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112

病気やけがをしたときに誰もが安心して医療機関にかかることができる「国民健康保険」(国保)。今月号から2回にわたり国保のしくみを紹介していきます。



国保に加入する人

日本に住むすべての人は何かの公的医療保険に加入しなければなりません。そのため、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が、お住まいの市町村の国保に加入する必要があります。

農業をしている人や自営業の人、会社を退職した人、年金をもらっている人など、さまざまな人が広川町の国保に加入しています。

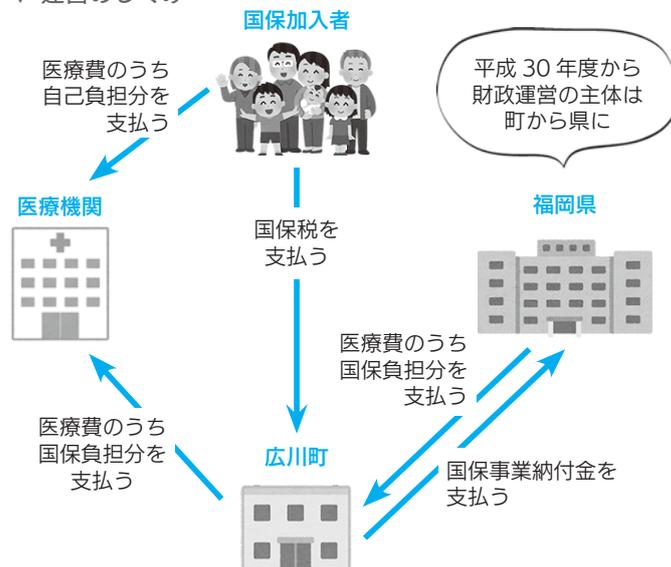


国保税の税率が変わります

広川町の国保は、福岡県へ「国保事業納付金」を支払うため、国保に加入している人から国保税を集めています。国保事業納付金の額は、各市町村の支払い能力(所得水準)や医療費の額(医療水準)などをもとに県が決定しますが、現在の国保税の税率では足りません。その結果、国保税の引き上げが必要となります。

福岡県内の全市町村では、福岡県が示した国保運営方針に合わせて国保税の資産割を廃止することが求められています。そのためには、ほかの税率(所得割・均等割・平等割)を上げて補わなければなりません。世帯によっては急激に負担額が増える可能性があります。これを避けるため、広川町では数年をかけて段階的に国保税を見直す予定です。

▼ 運営のしくみ



税率の改正内容

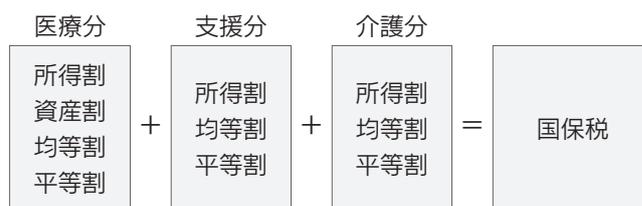
広川町の国保の税率・定額

		令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	6.3%	6.3%
	資産割	29.5%	29.5%
	均等割	22,000円	23,000円
	平等割	28,200円	29,000円
支援分	所得割	2.5%	2.6%
	資産割	8.5%	廃止
	均等割	7,000円	8,500円
	平等割	7,000円	9,300円
介護分	所得割	2.1%	2.2%
	資産割	4.0%	廃止
	均等割	10,000円	10,200円
	平等割	6,000円	7,500円

国保税は医療費を支払う「医療分」、後期高齢者医療制度を支援する「支援分」、介護保険事業を支援する「介護分」で構成されています。それぞれの所得割・資産割（医療分のみ）・均等割・平等割の合計が1年間の国保税です。

※年度途中で国保に加入した場合は、月割りで計算されます。
※所得が低い世帯は税額を軽減する制度があります。

▼ 令和3年度～



所得割 = (世帯の国保加入者それぞれの所得 - 43万円) × 税率

資産割 = 世帯の国保加入者それぞれの固定資産税額 × 税率
(医療分のみ)

均等割 = 定額 × 世帯の国保加入者の数

平等割 = 定額

例 3人世帯で固定資産税が10万円の場合



夫 (42歳)
所得 400万円



妻 (39歳)
所得 40万円



子 (18歳)
所得 0円

	令和2年度	令和3年度	差額	
			1年あたり	1期あたり
医療分	348,600円	352,400円	+ 3,800円	+ 422円
支援分	125,700円	127,600円	+ 1,900円	+ 211円
介護分	94,900円	96,200円	+ 1,300円	+ 145円
合計	569,200円	576,200円	+ 7,000円	+ 778円

自己負担の割合

未就学児



2割

小学生～69歳



3割

70歳～



**2割
or
3割**

※中学3年生までは子ども医療費の助成があるため、医療費の自己負担はありません。

病気やケガをしたとき、病院などの窓口で保険証を提示すると、医療費の一部（3割または2割分）を支払うことで治療を受けることができます。残りの医療費（7割または8割分）は、国保から病院に支払われます。

次回 (2021年6月号) → グラフでわかる 広川町の国保